

調査基準価格設定工事の入札に関する説明書（電子入札案件）

1 調査基準価格の設定

低入札価格調査制度により入札を実施する工事については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ設定します。

2 工事費内訳書の提出

調査基準価格を設定した工事の入札に参加される場合は、当該入札金額に対応した工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。）を入札公告等の手順に従い、提出してください。

（1）工事費内訳書の作成方法

① 表紙

堺市入札情報公開システムで公開している工事費内訳書の表紙又は設計書（参考明細書）の表紙を使用し、空白部分に入札者の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載してください。

建設工事共同企業体で参加される方は、当該建設工事共同企業体の名称、代表構成員の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載してください。

② 内容

工事費内訳書の様式は、当該工事に係る設計書（金抜き）の様式に準じて各項目に対応する単位、数量、単価及び金額を記載したものを作成してください。なお、同じ内容であれば、独自様式でも構いません。

ア 土木工事

工事費内訳書は代価表部分を除いた小明細までの単位、数量、単価、金額を記載したもの

イ 建築・設備工事

工事費内訳書は内訳明細書に掲げる各工事種目、科目、細目に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を記載したもの

（2）工事費内訳書の作成に関する注意事項

市設計書（金抜き）に記載されている項目全ては、当該工事を適切に施工する上で市が必要経費として位置付けているものです。経費の未計上、項目の削除等することなく、市設計書（金抜き）のとおり、全て記載してください。

特に、次の事項を十分注意した上で、工事費内訳書を作成してください。

① 工事費内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがないこと。また、値引き等で金額調整をせず、個々の単価に反映させること。

② 「ゼロ計上」は行わず、金額を記載すること。

③ 市設計書（金抜き）の項目は、内訳として市が必要と定めた項目であるため、工事費内訳書については、小明細、中明細等にかかわらず、市設計書（金抜き）のとおり全ての項目を記載すること。項目の記載漏れ、記載誤り、内

訳書の添付漏れ等がないこと。なお、複数項目を合算せず、項目ごとに金額を記載すること。

- ④ 工事費内訳書の工事費合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と一致すること。端数処理も行わないこと。
- ⑤ 工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

3 工事費内訳書の確認について

工事費内訳書の確認は開札後に行います。一旦落札決定を保留し、最低の価格をもって入札を行った者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者をいう。以下同じ。）の工事費内訳書を確認し、適切な積算がなされていない場合や、入札参加者と異なる者の名称等の記載がある場合等の無効要件に該当する場合は、当該業者の入札を無効とします。無効になった場合は次順位者の工事費内訳書について同様の確認を行います。確認の結果、無効要件に該当しない者を落札者とし、次順位者以降の確認は行いません。

4 低入札価格調査制度について

当該入札において最低の価格をもって入札を行った者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、低入札価格調査を行い、落札者とするかどうか決定します。したがって、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

調査を行うこととなった場合、当該入札者には契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを積極的に説明していただきます。調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には落札者としません。また、調査に協力しない場合も、同様に判断します。

なお、低入札価格調査については、堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定に基づき、一次調査及び詳細調査を実施します。

5 調査資料の提出について

- (1) 低入札価格調査対象者は、工事費内訳書及び低入要領別表に定める調査資料を、低入札価格調査対象者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く。）（必着）までに工事担当課へ提出してください。
- (2) 調査資料の不足や内容の不備等がないよう、提出前に十分に確認してください。本市において、調査資料の不足や内容の不備等を提出時に確認しません。
- (3) 調査資料について、提出後の差替え及び再提出を認めません。ただし、7に定める事情聴取等により、調査対象者に対し必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りではありません。なお、当該教示は必ず行うものではなく、調査資料の不足や内容の不備等が認められる場合は教示を行わず、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としません。
- (4) 本市において、提出後の調査資料の明確な不足や内容の不備等を1項目でも

確認した場合は、事情聴取（調査資料の内容確認及び契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことの説明を求めるためのもの）を行うことなく、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としません。

- (5) 低入札価格調査を辞退する場合は、低入札価格調査対象者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く。）（必着）までに、契約課へ辞退届を提出してください。なお、辞退届提出後の撤回はできません。

6 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準について

低入要領7で定める契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準について、以下にその具体的な内容を例示します。

- (1) 調査資料に不備又は記入漏れがある場合、及び調査資料に整合性がなく、調査を行うことができない場合について
- ① 調査資料に不足がある。
 - ② 工事費内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがある。
 - ③ 工事費内訳書について、項目の記載漏れ、記載誤り、内訳書の添付漏れ等がある。
 - ④ 金額が一括計上されているため、内容が確認できない。
 - ⑤ 積算内訳が正しく記載されていない。
 - ⑥ 手持資材、自社機械の所属等の確認ができない。
 - ⑦ 入札時に提出した工事費内訳書と調査時に提出された調査資料との内容が整合していない。
 - ⑧ 下請予定業者等の見積額が内訳書に正しく反映されていない。
 - ⑨ 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない。
 - ⑩ 算出方法についての的確に説明できない。
- (2) 設計図書の仕様等に適合しない場合
- ① 施工不能な工法により積算されている。
 - ② 工事内容（構造形式、規模、工法、制約条件等）に間違いがあり、又は間違いがない旨の確認ができない。
- (3) 労務費の単価が地域別最低賃金を下回っていることが判明した場合
- (4) 案件の内容を踏まえ、調査資料等における施工体制が適切でないと工事担当課長において認める場合
- ① 取引予定業者からの聴取りにより、内訳書記載価格がいわゆる「指し値」であるなど、不当に低額に設定されたことが明白である。
 - ② 下請負額500万円以上の施工に係る下請け見積書を作成した下請予定業者が、建設業の許可を受けていない。
 - ③ その他法令違反があるものと認められる。

7 契約に係る措置について

- (1) 低入札価格調査対象者を落札者とした場合における契約については、低入要領11に定める措置をとるので、十分確認の上、調査を受けてください。なお、

当該措置により、契約の適正な履行が見込めないと判断した場合は、低入札価格調査を辞退してください。

- (2) 低入要領 11 (2) に定める措置により当該工事の配置予定技術者とは別に、追加配置する技術者（以下「補助技術者」という。）は、適正な施工と品質確保のため、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとします。

なお、工事实績情報システム（コリンズ）への登録に当たり、補助技術者は「担当技術者」として登録してください。